

制定日 平成 27 年 6 月 10 日

（適用）

#### 第 1 条

本規則は、ウッドマイルズの主旨や目的を正しく理解し、誤った使用を防止するため、一般社団法人ウッドマイルズフォーラム（以下、「本法人」と略す）において商標登録を行った「ウッドマイルズ」及び「ウッドマイレージ」の使用方法を定めるものとする。

（商標登録）

#### 第 2 条

本法人が商標権者である商標は、以下の二つの標準文字である。

##### (1) 商標 ウッドマイルズ （標準文字）

登録第 4748581 号 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第 42 類 林業・木材産業・建築業に関する試験・検査又は研究

出願番号 2003-045335 登録年月日 平成 16 年 2 月 20 日

##### (2) 商標 ウッドマイレージ （標準文字）

登録第 4748582 号 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第 42 類 林業・木材産業・建築業に関する試験・検査又は研究

出願番号 2003-045336 登録年月日 平成 16 年 2 月 20 日

（使用方法）

#### 第 3 条

「ウッドマイルズ」及び「ウッドマイレージ」の使用方法は次のとおりとする。

(1) 学術的な文献は会員を問わず自由とする。

(2) 一般的な普及のための文献などについては、届出を条件に無料で使用を承認する。

(3) 特定の企業団体の営利目的のために使用する場合は、会員にのみ可能であり、届出を条件に無料で使用を承認する。

（届出の手続）

#### 第 4 条

「ウッドマイルズ」及び「ウッドマイレージ」の使用の届出は、専用の使用届に所定の事項をすべて記入し、本法人事務所に提出しなければならない。ただし、本法人ウェブサイトの所定のページからオンラインにより届出を行う場合には、使用届の提出を省略することができる。

#### 附 則

この規則は、平成 27 年 6 月 10 日から施行する。